

せいねんこうけんせいど

# 成年後見制度を 知っていますか？

にんちしょう えー  
認知症のAさん、  
ひつよう いえ  
必要のない家の  
こうじ けいやく  
リフォーム工事を契約してしまい、  
かぞく こま  
家族が困っています。



ち てきしょう びー  
知的障がいのあるBさん、  
かよ  
デイサービスに通いたいのですが、  
ひとり で りようけいやく  
利用契約の  
てつづき  
手続をするのは、  
すこ しんばい  
少し心配です。



しー  
Cさんご夫妻、子どもがいません。  
こう れい はんだんのうりよく てい か  
高齢になり判断能力が低下してからの、  
ふたり せい かつ さいさん かんり ふあん  
二人の生活や財産の管理が不安です。

しょうらい しょうゆ じゅうたく  
将来、所有している住宅などの  
ふ どうさん かんり しんばい  
不動産の管理が心配です。

せいねんこうけんせいど  
成年後見制度は  
こま ごと  
このようなお困り事を  
かいけつ  
解決します

# 1 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方は、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。また、判断能力が十分でないために、悪質商法などの被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度とは、こうした自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。また、法定後見制度には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。

| 成年後見制度 | 法定後見制度 | 類 型                                                    | 判断能力         | 援 助 者 |
|--------|--------|--------------------------------------------------------|--------------|-------|
|        |        | 後 見                                                    | 欠けているのが通常の状態 | 成年後見人 |
|        |        | 保 佐                                                    | 著しく不十分       | 保佐人   |
|        |        | 補 助                                                    | 不十分          | 補助人   |
|        | 任意後見制度 | 本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度 |              |       |

## 成年後見制度の利用促進について

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）において、今後の施策目標として、「全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等の体制強化を図る」こと等を掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の機能強化や市町村計画の策定など、地域の体制整備をさらに推進していくこととしています。



**あなたの権利と財産を守ります**  
成年後見制度を考えてみませんか

九都県市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は認知症の人などの権利を擁護するために成年後見制度の利用を促進します。

# 2 法定後見制度

判断能力が十分でない方が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行うために、家庭裁判所が選んだ成年後見人・保佐人・補助人が、必要な支援を行う制度です。

## 1 成年後見人・保佐人・補助人とは

成年後見人・保佐人・補助人（以下、後見人等）は、家庭裁判所が選びます。後見人等は、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士などの専門職が選ばれる場合が多いですが、親族や法人、市民が選ばれることもあります。

### 法人や市民による後見人

#### ○法人後見

後見事務を適切に行うことができるとして、家庭裁判所から選ばれた法人により行うものです。社会福祉協議会や公益法人、NPO法人、社会福祉法人等が選ばれています。

#### ○市民後見人

社会貢献のため、市町村による養成研修を受講し、成年後見に関する知識・態度を身に付けた方で、家庭裁判所から選ばれた方です。

## 2 後見人等の役割とは

ご本人の意思を尊重し、かつ、心身の状態や生活状況に配慮しながら、福祉サービスを利用する際の契約や財産の管理などを行います。

家庭裁判所は、後見人等が適切に職務を行っているか、将来にわたって監督します。

### 後見人等に与えられる法的権限

#### ○同意権・取消権

後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消（無効）にする権限です。ただし、本人が行った日常的な買物などは取消されることはありません。

#### 表紙のAさんに成年後見人がいれば…

ご本人が成年後見人の同意なしに行ったリフォーム工事契約を取消することができます。

#### ○代理権

後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限です。

#### 表紙のBさんに成年後見人がいれば…

本人の代理人として、成年後見人が福祉サービスの利用契約を行います。

## 3 成年後見等の申立て

ご本人が住んでいるところの家庭裁判所に「申立て」を行います。申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内親族などです。

くわしくは、家庭裁判所の窓口（**5**参照）へお問い合わせください。

なお、申立て後は、家庭裁判所の許可がないと取り下げることができません。

### 身寄りがいない方は

身寄りがいない、身内から虐待を受けている、親族が協力しないなどの理由で申立てをする人がいない方の保護を図るため、市町村長も法定後見の申立てができます。

くわしくは、各市町村の窓口（**9**参照）へお問い合わせください。

### 3 法定後見制度を利用する際の経費

#### 1 申立て費用

申立てに必要な費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
- 登記嘱託手数料（2,600円分の収入印紙）
- 郵便切手
- 鑑定料（鑑定を行う場合）
- その他、戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、診断書等の取得費用 など

#### 2 後見人等への報酬

後見人等が、家庭裁判所に報酬を請求した場合、家庭裁判所の判断により、ご本人の財産から報酬が支払われます。

なお、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。くわしくは、各市町村の窓口（9参照）へお問い合わせください。

### 4 任意後見制度

自分の判断能力が低下したときに備えて、「支援してもらいたいこと」と「支援をお願いする人」をあらかじめ「契約」で決めておきます。自分はどんな所に住んで、どんな生活をしたいのか、自分の将来を自分で決める法定後見に優先する制度です。（自己決定の尊重）

#### 1 任意後見人と任意後見契約

支援をお願いする人（任意後見人）は、ご本人と話し合って決めたこと（契約内容）にしたがって活動します。将来に備えて、支援をお願いする人にどのような仕事をしてもらいたいか、十分に話し合うことが、ご本人が充実した生活を送るために大切なことです。

任意後見人に支払う報酬についても、しっかり話し合って決めることが大切です。話し合って決めた仕事の内容を「任意後見契約書」という書面にします。

#### 2 任意後見契約手続とその後

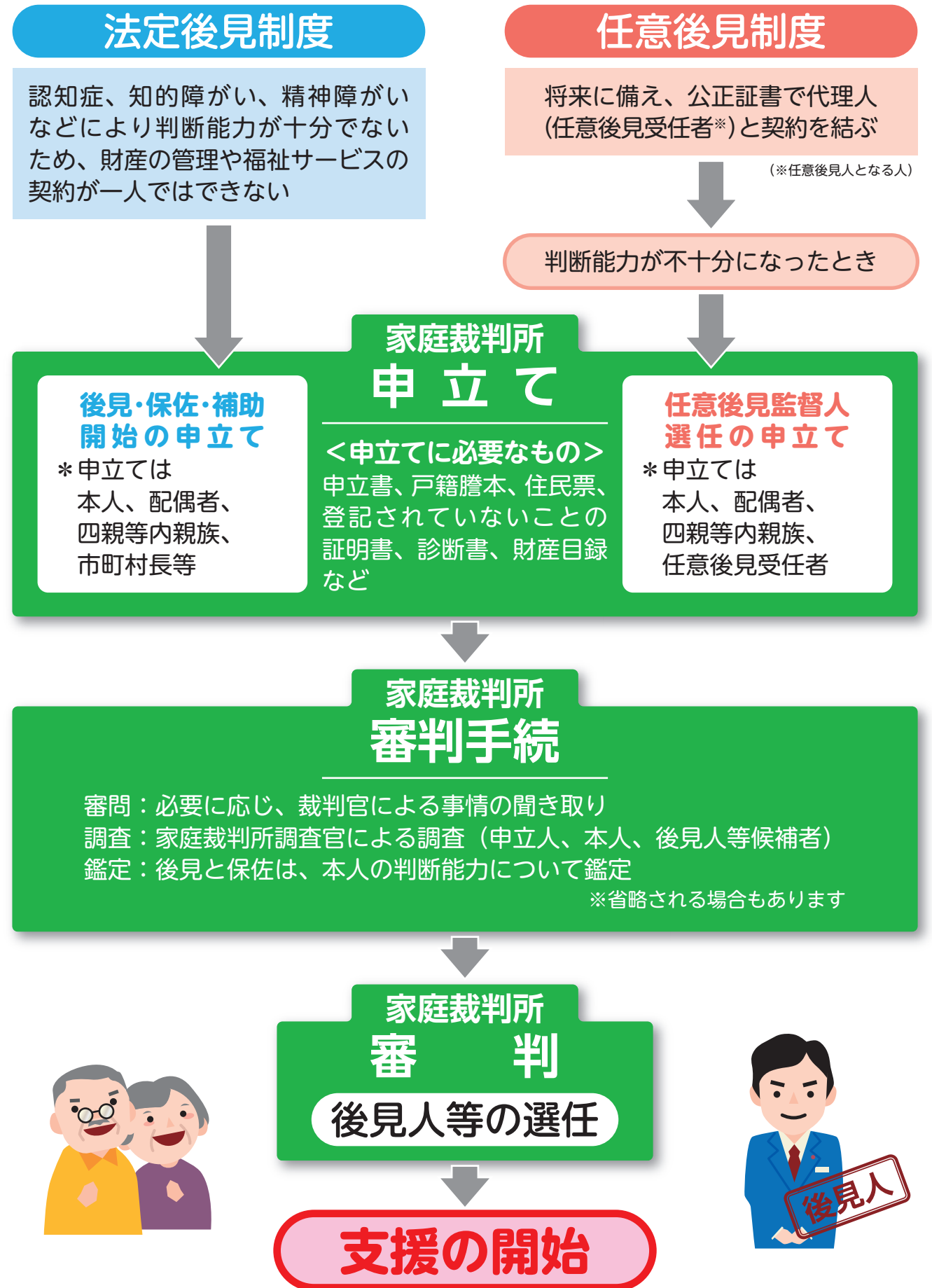
任意後見契約書は、公証役場というところで公証人が作成します。契約の内容は、公証人によって法務局に登録されます。

ご本人の判断能力が低下して、家庭裁判所によって任意後見監督人という人が選ばされると、任意後見人の仕事が始まります。

##### 表紙のCさん夫婦の場合…

将来、どこで生活したいのか、所有する住宅などの財産の管理はどうするのかなど、任意後見人に支援してもらいたいことを検討します。誰に任意後見人になってもらうか決まったら、その人と一緒に公証役場で手続を行います。

### 成年後見制度利用までの流れ



## 5 成年後見制度の利用・申立てについて

| 裁判所名                 | 所在地、電話番号                            | 管轄区域                                                                                    |
|----------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 横浜家庭裁判所<br>本 庁       | 横浜市中区寿町1-2<br>電話：045-345-8001       | 横浜市全区、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、<br>大和市、海老名市、綾瀬市、寒川町                                                 |
| 横浜家庭裁判所<br>川 崎 支 部   | 川崎市川崎区富士見1-1-3<br>電話：044-222-1671   | 川崎市全区                                                                                   |
| 横浜家庭裁判所<br>相 模 原 支 部 | 相模原市中央区富士見6-10-1<br>電話：042-716-0181 | 相模原市全区、座間市                                                                              |
| 横浜家庭裁判所<br>横 須 賀 支 部 | 横須賀市新港町1-9<br>電話：046-812-4304       | 横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町                                                                        |
| 横浜家庭裁判所<br>小 田 原 支 部 | 小田原市本町1-7-9<br>電話：0465-22-6946      | 平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、<br>南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、<br>松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、<br>湯河原町、愛川町、清川村 |

## 6 成年後見活動を行っている団体の相談窓口

### ●神奈川県弁護士会 「成年後見センターみまもり」

弁護士が成年後見に関するワンストップサービスを提供します。20分間の無料電話相談、地域の弁護士による面談・出張相談等を行っています。

電話：045-211-7720 月～金：9時30分から12時/13時から16時30分

### ●(公社)成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部

後見活動を行っている司法書士による無料電話相談、無料面談、出張面談を行っています。

電話：045-663-9180 月・金：15時から17時 水：10時から12時（無料電話相談専用）

電話：045-640-4345（事務局） 月～金：10時から17時（面談相談予約）

### ●(公社)神奈川県社会福祉士会（ばあとなあ神奈川）

後見活動を行っている社会福祉士による無料電話相談を行っています。必要に応じて面接相談・出張相談も行います。

電話：045-314-5500 火・木：14時から17時

### ●(公社)コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部（かなさぽ）

後見活動を行っている行政書士による無料電話相談を行っています。必要に応じて面接相談・出張相談も行います。

電話：045-222-8628 月～金：13時から16時

### ●東京地方税理士会成年後見支援センター

後見活動を行っている税理士による無料電話相談、面接相談を行っています。

電話：045-315-2070 水（第1～第4週）：10時から12時（受付は11時30分まで）  
13時から16時（受付は15時30分まで）

## 7 県内の公証役場一覧

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 博物館前本町公証役場（横浜市中区本町）  | 電話：045-212-2033 |
| 横浜駅西口公証センター（横浜市西区北幸） | 電話：045-311-6907 |
| 関内大通り公証役場（横浜市中区羽衣町）  | 電話：045-261-2623 |
| 尾上町公証役場（横浜市中区尾上町）    | 電話：045-212-3609 |
| みなとみらい公証役場（横浜市中区太田町） | 電話：045-662-6585 |
| 鶴見公証役場（横浜市鶴見区鶴見中央）   | 電話：045-521-3410 |
| 上大岡公証役場（横浜市港南区上大岡西）  | 電話：045-844-1102 |
| 川崎公証役場（川崎市川崎区駅前本町）   | 電話：044-222-7264 |
| 溝ノ口公証役場（川崎市高津区溝口）    | 電話：044-811-0111 |
| 藤沢公証役場（藤沢市鵠沼石上）      | 電話：0466-22-5910 |
| 横須賀公証役場（横須賀市日の出町）    | 電話：046-823-0328 |
| 小田原公証役場（小田原市栄町）      | 電話：0465-22-5772 |
| 平塚公証役場（平塚市代官町）       | 電話：0463-21-0267 |
| 厚木公証役場（厚木市中町）        | 電話：046-221-1813 |
| 相模原公証役場（相模原市中央区相模原）  | 電話：042-758-1888 |

## 8 成年後見制度の質問やご相談窓口

### ●かながわ成年後見推進センター

弁護士による助言をもとに、当事者、家族、関係機関、後見人等の方などを対象に、制度の説明や申立て手続の支援、後見活動についての相談（電話・来所）をお受けします。

また、誰もが身近な地域で成年後見制度について相談したり、必要な支援を受けることができるよう、法人後見受任団体や関係機関への研修、専門職派遣によるバックアップ、市町村による市民後見人の養成について、関係機関などの協力をいただきながら促進しています。

成年後見制度相談 電話：045-311-8873 FAX：045-314-3472

月曜日～金曜日：9時から17時（祝日・年末年始は休み）

＊市町村の社会福祉協議会でも制度の説明を受けられます。

＊「地域包括支援センター」でもご相談できます。

（所在地は、各市区町村の高齢者福祉担当にお問い合わせください。）

＊法テラスでもご相談できます。

サポートダイヤル 電話：0570-078374 平日：9時から21時 土曜日：9時から17時

# 9 市区町村長申立て窓口

| 市区町村名   |         | 高齢者福祉担当      | 障がい者福祉担当                             |                                      |
|---------|---------|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 横       | 鶴 見 区   | 045-510-1773 | 045-510-1847                         |                                      |
|         | 神 奈 川 区 | 045-411-7110 | 045-411-7114                         |                                      |
|         | 西 区     | 045-320-8410 | 045-320-8417                         |                                      |
| 浜       | 中 区     | 045-224-8167 | 045-224-8165                         |                                      |
|         | 南 区     | 045-341-1139 | 045-341-1141                         |                                      |
|         | 港 南 区   | 045-847-8415 | 045-847-8459                         |                                      |
|         | 保土ヶ谷区   | 045-334-6328 | 045-334-6384                         |                                      |
|         | 旭 区     | 045-954-6125 | 045-954-6128                         |                                      |
|         | 磯 子 区   | 045-750-2417 | 045-750-2416                         |                                      |
|         | 金 沢 区   | 045-788-7777 | 045-788-7849                         |                                      |
|         | 港 北 区   | 045-540-2327 | 045-540-2237                         |                                      |
|         | 緑 区     | 045-930-2311 | 045-930-2433                         |                                      |
|         | 青 葉 区   | 045-978-2449 | 045-978-2453                         |                                      |
| 市       | 都 筑 区   | 045-948-2306 | 045-948-2316                         |                                      |
|         | 戸 塚 区   | 045-866-8439 | 045-866-8463                         |                                      |
|         | 栄 区     | 045-894-8415 | 045-894-8068                         |                                      |
|         | 泉 区     | 045-800-2434 | 045-800-2485                         |                                      |
|         | 瀬 谷 区   | 045-367-5716 | 045-367-5715                         |                                      |
|         | 川崎      | 川 崎 区        | 044-201-3080                         | (知的)044-201-3215<br>(精神)044-201-3213 |
|         |         | 幸 区          | 044-556-6619                         | (知的)044-556-6654<br>(精神)044-556-6695 |
| 中 原 区   |         | 044-744-3217 | (知的)044-744-3296<br>(精神)044-744-3297 |                                      |
| 高 津 区   |         | 044-861-3255 | (知的)044-861-3252<br>(精神)044-861-3309 |                                      |
| 宮 前 区   |         | 044-856-3242 | (知的)044-856-3304<br>(精神)044-856-3262 |                                      |
| 多 摩 区   |         | 044-935-3266 | (知的)044-935-3302<br>(精神)044-935-3324 |                                      |
| 麻 生 区   |         | 044-965-5148 | (知的)044-965-5159<br>(精神)044-965-5259 |                                      |
| 横 須 賀 市 |         | 046-822-9613 | (知的)046-822-8249<br>(精神)046-822-4336 |                                      |
| 平 塚 市   |         | 0463-21-9621 | 0463-21-8774                         |                                      |
| 鎌 倉 市   |         | 0467-61-3899 | 0467-61-3974                         |                                      |

| 市区町村名 |       | 高齢者福祉担当         | 障がい者福祉担当                             |
|-------|-------|-----------------|--------------------------------------|
| 相模原市  | 緑区    | 042-775-8812    | (知的)042-775-8810<br>(精神)042-775-8811 |
|       | 城山地区  | 042-783-8136    | 042-783-8136                         |
|       | 津久井地区 | 042-780-1408    | 042-780-1412                         |
|       | 相模湖地区 | 042-684-3215    | 042-684-3215                         |
|       | 藤野地区  | 042-687-5511    | 042-687-5511                         |
|       | 中央区   | 042-769-8349    | (知的)042-769-9266<br>(精神)042-769-9806 |
|       | 南区    | 042-701-7704    | (知的)042-701-7722<br>(精神)042-701-7715 |
| 藤沢市   |       | 0466-50-3533    | 0466-50-3533                         |
| 小田原市  |       | 0465-33-1864    | 0465-33-1467                         |
| 茅ヶ崎市  |       | 0467-82-1111(代) | 0467-82-1111(代)                      |
| 逗子市   |       | 046-873-1111(代) | 046-873-1111(代)                      |
| 三浦市   |       | 046-882-1111(代) | 046-882-1111(代)                      |
| 秦野市   |       | 0463-82-7394    | 0463-82-7616                         |
| 厚木市   |       | 046-225-2895    | (知的)046-225-2254<br>(精神)046-225-2247 |
| 大和市   |       | 046-260-5611    | 046-260-5665                         |
| 伊勢原市  |       | 0463-94-4724    | 0463-94-4721                         |
| 海老名市  |       | 046-231-2111(代) | 046-231-2111(代)                      |
| 座間市   |       | 046-252-7084    | 046-252-7978                         |
| 南足柄市  |       | 0465-74-3196    | 0465-73-8047                         |
| 綾瀬市   |       | 0467-77-1116    | 0467-70-5623                         |
| 葉山町   |       | 046-876-1111(代) | 046-876-1111(代)                      |
| 寒川町   |       | 0467-74-1111(代) | 0467-74-1111(代)                      |
| 大磯町   |       | 0463-61-4100(代) | 0463-73-4530                         |
| 二宮町   |       | 0463-75-9542    | 0463-75-9289                         |
| 中井町   |       | 0465-81-5546    | 0465-81-5548                         |
| 大井町   |       | 0465-83-8024    | 0465-83-8024                         |
| 松田町   |       | 0465-83-1226    | 0465-83-1226                         |
| 山北町   |       | 0465-75-3644    | 0465-75-3644                         |
| 開成町   |       | 0465-84-0316    | 0465-84-0316                         |
| 箱根町   |       | 0460-85-7790    | 0460-85-7790                         |
| 真鶴町   |       | 0465-68-1131(代) | 0465-68-1131(代)                      |
| 湯河原町  |       | 0465-63-2111(代) | 0465-63-2111(代)                      |
| 愛川町   |       | 046-285-2111(代) | 046-285-2111(代)                      |
| 清川村   |       | 046-288-3861    | 046-288-3861                         |

このパンフレットの発行・お問合せ先



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課地域福祉グループ

神奈川県横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話：045-210-4750 FAX：045-210-8874